

平成27年度 学位請求論文（課程博士）

パウロと親鸞における宗教的悪と苦の問題についての
比較思想研究

論文要旨

大正大学大学院文学研究科宗教学専攻 研究生

南部 千代里

(学籍番号：1507503)

本論文は、キリキア州タルソ出身のパウロ(ギリシア名 Paulos , 10 頃-62 頃)と親鸞(1173-1262)のそれぞれの思想がもつ「悪」と「苦」の理解が両者の間にそれぞれいかなる相似ないし相違関係を示すかという問題について、比較思想的方法から論じるものである。

はじめに第一章「序論」において、比較思想の意義と研究の目的を確認し、パウロと親鸞の宗教思想における比較研究を踏まえて、本論文の目的を示す。その内容は以下の通りである。

湯田豊が「多くの人は相違よりも類似を重視し、東西の思想の背後に、共通する何かあるものを見いだそうとする」が、「比較思想研究において真に重要なのは類似ではなく、むしろ相違である」(『比較思想論』勁草書房、1995、p.i.)と述べているように、これまで比較思想においては東西の思想や哲学の類似性ばかりを抽出して、それを強調する傾向にあった。1980年代以降、宗教多元主義や宗教間対話に関する議論の高まりを受けて、比較思想においても「普遍宗教」という観点から異なる宗教思想の「類似点」を抽出する試みが多くなされている。たとえば、八木誠一『パウロ・親鸞*イエス・禅』(1983)、国分敬治『パウロと親鸞』(1984)、門脇佳吉『親鸞とパウロ——現代人に信仰を問う』(1984)ならびに佐古純一郎『パウロと親鸞』(1989)は、いずれもパウロと親鸞の間における「教」や「信」上の共通点を見出す作業を通して、二者間の宗教思想は「極めて似ている」という立場に立っている。一方、真木由香子は『親鸞とパウロ——異質の信』(1988)にて、二者間の「信仰」上の相違点を抽出し、パウロと親鸞の宗教の異質性に言及している。

思想や哲学、あるいは宗教を比較する場合、相似に視点をおくか、相違に視点をおくかという問題がある。確かに異質の宗教においても「宗教体験」という次元においては互いに理解しあえるかも知れない。しかし、その体験を語り、その主体が立つ場においては、必ずどこかで「相違」が生ずる。本論文においては、パウロと親鸞の思想の相似と相違の双方を考察する。しかし、相似点の提示はいわゆる「普遍宗教」の自明化を企図するものではない。むしろ、パウロと親鸞の宗教思想の独自性をより明白にするためである。また相違点を比較することにおいても同様である。あくまで差異を確認することにより、パウロと親鸞の宗教思想とはどのようなものであったのか、を明らかにすることを意図するものである。

これまで、キリスト教と日本の浄土教は「他力の思想」という点において共通性がある、その中でもパウロと親鸞の思想はきわめてよく似ていると言われて来た傾向にある。しかし、果たしてそうであろうか。本論文の課題は、パウロと親鸞の宗教思想を比較することによって、宗教が人びとの幸福を目指し、その目標において二者は共通する場にあっても、その責任における救済の論理に関して、なぜ二者は相違するのかを、比較思想の視点から検証し、明らかにすることである。

第二章「パウロにおける悪と苦」では、まず、パウロの宗教的「悪」と「苦」の問題において、ユダヤ教・エルサレム教団・パウロの三者を立て、それぞれがどのように「律法」を解釈して「悪」と「苦」を理解していたか、その相違について検討した。次に、相違する三者が、互いにどのように関わっているのかという観点から、パウロにおける宗教的「悪」と「苦」とは何であるかを考察した。その結果、ユダヤ教・エルサレム教団・パウロの三者の律法解釈における「悪」と「苦」の理解の相違点が、以下に述べるとおりに明らかになった。

ユダヤ教では、律法への自主的な遵守が善であり、「悪」は律法への不従順であり、守らないことは罪であり、その者には神からの裁きとして罰が下る。「苦」は、律法を守らなかったことへの報いであった。

エルサレム教団では、律法を遵守しながら、同時にイエスをメシアと信じる立場が善であり、どちらが欠けても「悪」である。律法遵守とイエス信仰の二つの信仰を守らない者は、再臨のときには神から裁かれ、罰として地獄に堕ちる。したがって、エルサレム教団における「苦」とは、人びとが律法を守らず、救済の施しを与えないままに再臨を迎えることであった。

人びとを幸せに導くために神が授けた律法が、イエスを告訴し、中傷し、誹謗して、十字架刑で死に至らしめた。神の「聖なる掟」であった律法が、イエスやパウロの時代には暴力へと変貌したのであった。

パウロにおいては、律法とはキリスト者を奴隷化し、キリストの所有であるべき教会を私物化へと導く養育係(ガラ 3:24)である。キリストが降誕したからには、これまでの律法は必要ではなくなったのである。キリストが神の意志であり、新たな律法となったからである。それは「十字架」と「復活のイエス」に象徴されたとパウロは考える。したがって、エルサレム教団のように、旧律法を絶対化して、その実践を救済の条件と見做す行為は、パウロからすれば「悪」であった。そしてパウロの「苦」とは、エルサレム教団のようにイエスをメシアであると信じながらも、旧来の律法に執着することで、救済の妨げになる行為をはたらくことであった。ゆえにパウロは、「文字は殺しますが、霊は生かします」(二コリ 3:6)と言った。

以上のように、三者間における宗教的「悪」と「苦」の問題における特徴は、救済対象を、ユダヤ教では律法を遵守できるユダヤ人のみに限定し、エルサレム教団は律法遵守とイエスをキリストと信じるユダヤ人キリスト者と、割礼を施した異邦人キリスト者のみに限定し、パウロはイエスをキリストと信じる、キリストへの信仰により「神の義」と認められた、すべての者とした。つまり、救済の主体を無限定とした点に、パウロとユダヤ教およびエルサレム教団との宗教的「悪」と「苦」の相違点が明らかとなった。

第三章「親鸞における悪と苦」では、パウロと同様に、まず、親鸞の宗教的「悪」と「苦」の問題において、旧仏教と法然教団、親鸞の三者を立て、それらが、それぞれに、どのように「戒律」を解釈して「悪」と「苦」を理解していたのか、その相違について比較し、検討した。次に、相違する三者が、互いにどのように関わっているのかを検討した上で、親鸞における宗教的「悪」と「苦」とは一体何であるかについて論じた。その結果、旧仏教と法然教団と親鸞の三者間の律法解釈における相違点を挙げる事が出来た。それは以下の通りである。

旧仏教において戒律は、釈迦によって説かれた正しい生活規準を定めたものである。したがって、戒律を自主的に守ることが成仏への条件であった。よって「悪」は、戒律を犯すことであり、「苦」は成仏できない者にもたらされる輪廻であった。

戒律は、正しい人間として、どのような生活態度をとるべきかを教授する立場であった。しかし、時代を経ると、法然教団を弾圧し、念仏僧を殺し、法然や親鸞らを流罪と処した。本来「勤勉によって苦しみを超え、知恵によって全く清らかとなる」ための戒律が、戒律主義の旧仏教を生み、法然や親鸞の時代には、仏弟子が仏弟子を殺す暴力へと変貌したのである。

であった。

法然教団では、戒律を遵守する人は成仏への条件を具える善人である。これに対し、戒律を守れない、つまり僧においては三学非器であり、民においては乱想の凡夫は、往生への条件を具えられない人であるという意味において悪人である。法然は、死後に往生できる唯一の道として、誰もが無条件で、善人は善人として、戒律を守れない悪人も念仏を称えるならば、平等に極楽往生させてもらえる阿弥陀仏を拝する専修念仏を説いた。よって法然教団における「悪」とは、念仏者を弾圧するような行為である。そして「苦」とは、多くの三学非器と破戒の民を救済する弥陀の慈悲による救済の道が、それを理解しない者たちによって閉ざされることであった。

親鸞において戒律は、往生への障りである。法然と同じく、親鸞も救済のためには戒律を問題としなかった。しかし、二者間の相違点は、親鸞は戒律を放棄するのではなく、戒律そのものを無力と解した点にあった。選択には、未だ判断する人間側の「自力」が残っているからである。親鸞はすべての「悪」の出所を「宿業」にみた。この意味において戒律は、内在している罪の自覚を妨げるために、無自覚的に「苦」の源泉となった。親鸞における「悪」は、出家による在家への慢心からの差別による「悪」であった。

以上のように、三者間における宗教的「悪」と「苦」の問題における特徴は、旧仏教は戒律を守ることが出来る人のみが成仏する「善人正機」であり、法然教団は、善人は善人として、悪人も悪人として、平等の弥陀の慈悲により往生させてもらえる「善人・悪人正機」であり、親鸞は弥陀にまさる善はなしとした「悪人正機」であったことが明らかとなった。

第四章「相似と相違の比較軸」では、まず、第二章と第三章を踏まえて、異質の宗教においても、パウロは神とキリスト、親鸞は阿弥陀仏という「絶対者」を信仰の対象とする基準において二者は共通するが、信仰の主体への救済の論理を語る基準においては、必ず相違するという「仮説」に基づき、パウロ側を「ユダヤ教・エルサレム教団・パウロ」の三者と、親鸞側を「旧仏教・法然教団・親鸞」の三者とを対面的に置き、思考の軸を縦に引き、両者側を対比させ整理を行なった。次に、パウロ側三者内のパウロと、親鸞側の三者内の親鸞を抽出し、二者における宗教的「悪」と「苦」の問題について、思考の軸を横に引き、比較し検討した。

まず、パウロ側であるユダヤ教とエルサレム教団、パウロの三者の「律法・悪・苦」の相違と、親鸞側である旧仏教と法然教団、親鸞の三者の「戒律・悪・苦」の相違を比較した。次に、パウロの「苦」と親鸞の「苦」の相違を、比較し検討した。そしてパウロは「神の義」・「復活」と、親鸞は「弥陀の大悲」・「往生」をそれぞれ鍵語として対比させ、救済の論理の問題について比較した。その結果、パウロと親鸞の思想における救済の論理に相違があることが明らかとなった。その違いとは、パウロの救済の論理が「復活のイエス」を敵対関係である神と人間との仲介者として立て、イエスの十字架の死は罪人救済のための贖罪であった、神が罪人のために十字架を立ててくださったと信じる「絶対信仰」を強調している点に対して、親鸞の救済の論理は「仏」と「私」との直接的な関係において、念仏を称えようと思う心が起こる、その刹那に「摂取不捨」される「絶対他力」である点にあった。つまり、人間の側からも神とキリストを信じる、信仰によって「神の義」と認められることが求められる「関係の修復」としての救済と、仏の側から「罪悪深重、煩惱

熾盛」の衆生を悲しみ憐れむ、無力な人間に一方的に施される「慈悲」としての救済との違いであった。それは、パウロにあって親鸞にない再臨論を含む「復活論」と、親鸞にあってパウロにない「還相廻向」、すなわち「往生論」の違いにあった。

以上、第二章から第四章までの検討により、パウロにおける宗教的「悪」と「苦」への救済思想は、親鸞の宗教的「悪」と「苦」への救済思想と明確に相違していることが示された。このパウロの「神の義」と「復活」の思想と、親鸞の「弥陀の大悲」と「往生」の思想との比較は、イエスの「十字架」を見据えたパウロの思想のさらなる理解の一助となるものであると考えられる。

第五章「結論」では、パウロと親鸞の「悪」と「苦」をめぐる第二章から第四章までの議論を踏まえて、論文全体の結論を示した。

本論文は、「律法」と「戒律」に焦点を当てて、宗教的「悪」と「苦」をテーマとして、パウロと親鸞の比較思想の考察を行なった。まず第二章において、古代イスラエルの一神教を母胎とする「ユダヤ教・エルサレム教団・パウロ」の宗教的「悪」と「苦」の問題について、三者の宗教思想の特徴とは何かを論じた。次に第三章において、釈迦が説いた仏教を継承した「旧仏教・法然教団・親鸞」の宗教的「悪」と「苦」の問題について、三者の宗教思想の特徴とは何かを論じた。パウロ側と親鸞側の三者を繋げているものとは何か、また三者を分けるものとは何か。この視点が、パウロ側各三者の「律法・悪・苦」と、親鸞側各三者の「戒律・悪・苦」の構造が、「相似形」となっていることを浮上させることとなった。

これを踏まえて、第四章ではパウロと親鸞との比較思想を試みた。異質の宗教において、パウロは神とキリスト、親鸞は阿弥陀仏という「絶対者」を信仰の対象とする点において、二者は共通することを見た。しかし、信仰の主体への救済の論理を語るにおいては、必ず相違するという「仮説」に基づき、パウロ側である「ユダヤ教・エルサレム教団・パウロ」の三者と、親鸞側である「旧仏教・法然教団・親鸞」の三者とを対比させ整理を行ない、次にパウロ側三者内のパウロと、親鸞側の三者内の親鸞における宗教的「悪」と「苦」の問題について、比較し検討した。その結果、宗教的「悪」と「苦」の問題設定の枠組みの中で、パウロ側である「ユダヤ教・エルサレム教団・パウロ」と、親鸞側である「旧仏教・法然教団・親鸞」を対面的に並べ、思考の軸を縦に引き、パウロ側では「律法」解釈における「悪」と「苦」が相異なる三者（ユダヤ教・エルサレム教団・パウロ）と、親鸞側でも「戒律」解釈において「悪」と「苦」が相異なる三者（旧仏教・法然教団・親鸞）とが、三段階をもって、解釈が変化しているのを見た。第一段としてパウロ側のユダヤ教に対して親鸞側の旧仏教が、第二段としてパウロ側のエルサレム教団に対して親鸞側の法然教団が、第三段としてパウロに対して親鸞が、段階を踏んで発展していた。すなわち「相似形」となっていた。しかし、パウロと親鸞の思想に横に思考の軸を引き、対比させ整理すると、パウロと親鸞の思想においてもっとも重要な救済の論理に「相違」があることが明らかとなった。その相違とは、以下のように述べる事が出来る。

親鸞は、無力な人間を悲しみ憐れむ「弥陀の大悲」を説いた。すなわち弥陀の本願は、如何なる極悪人も漏らすことなく救済する「摂取不捨」であると説いた。伝統的な仏教では「唯除」である五逆誹謗正法の者であっても、本願は大悲をもってその者を廻向し、必ず往生させる、絶対の「本願他力」であると親鸞は説いた。パウロは「神の義」を説いた。

神は、善には善をもって、悪には悪をもって報いる「義なる神」であると説いた。そこに神の創造の秩序が維持されるからであった。したがって、アダムからの罪の報いとして、人間は善をもって「神の義」を求める、罪の自覚とへりくだった信仰が重要視されている。

キリスト派遣は「神の義」であり、人間との契約に基づきその責任でなされた。ゆえに人間は、当時、呪いであった十字架で処刑されたイエスは神が遣わしたキリストであると信じる、信仰により「神の義」を満たさなければならない。そこにおいて神は一切干渉しない、とするのがパウロの救済の論理であった。人間の信仰決断に干渉するならば、アダムの墮落も神が関与したこととなり、神は絶対善ではないこととなるからであった。

神は創造において人間に自由を与えたが、自由には責任が伴う。よって最終的に自由な人間は、自身の責任において信仰責任を果たさなければならなかった。したがって、パウロの救済の論理は、親鸞と同じく「十方の衆生」を救済の主体とした、つまり無限定としたのだが、救済に与れるか否かは、「神の義」か「不義」かにかかった。あくまでも、パウロの神は「摂取不捨」ではない、「義なる神」、それも「熱情の神」であるからであった。ゆえにパウロは「恐れおののきつつ自分の救いを達成するように努めなさい」(フィリ 2: 12)と言った。

ここまでの議論を総括して、本論文の結論として言えることは、以下の通りである。

パウロの思想は、「神の義」と「復活」という問題を通して見る限りにおいて、イエスの十字架贖罪に対する彼の信頼は、他力に他ならないと言うべきであろう。しかし、親鸞の「弥陀の大悲」と「往生」という問題を通して、二者を比較し、検討すると、もっとも重要である救済の論理はまったく「相違」していた。この相違は、神と阿弥陀仏はすべての罪人・悪人を救済するのだが、罪人に十字架信仰を強く求めるパウロと、悪人を無条件で救済する親鸞との、思想構造そのものにあった。つまり、阿弥陀仏と悪人との直接的な関係から救済の論理を語る親鸞と、神とイエスの十字架と罪人という間接的な関係から救済の論理を語るパウロとの、思想構造上の相違であった。

パウロの神は「義なる神」であって「摂取不捨」ではない。ゆえに親鸞が考えるように、罪人を煩惱具足のまま「無条件」で救済することは出来ない。罪には贖いが必要であった。罪人に代わって罪を贖ってくれる、罪なき仲介者を必要とした。それが、神が立てた十字架で死んだイエスであった、とパウロは考えた。

したがって、従来「パウロと親鸞は他力思想という点においてきわめて相似する」と言われて来た比較思想上の問題は、二者の思想は「他力」に他ならないが、「相似性」だけでなく、もっとも重要である救済の論理においては「二者は相違する」、と語らなければならないだろう。